

会 議 録

令和5年度 第4回藤沢市子ども・子育て会議

開催日時	2024年（令和6年）2月16日（金）14：02～15：57
開催場所	藤沢市役所本庁舎5階 5-1会議室
出席者	委員19名（うち、職員1名） 澁谷委員長、猪野委員、神原委員、戸倉委員、大竹委員、 天野委員、中岡委員、松尾委員、竹村委員、鬼塚委員、坂本委員、 寶川委員、高木委員、野際委員、小沼委員、鈴木委員、相馬委員、 高橋委員、三ツ井委員 事務局25名 子育て企画課（吉原課長、三膳主幹、大久保課長補佐、田淵課長補佐、 佐藤課長補佐、財田主任、中野主任） 保育課（宮代課長、田遠主幹、作井主幹、渡辺課長補佐、山中課長補佐） 子育て給付課（寒河江課長、坪井課長補佐、鶴井課長補佐） 子ども家庭課（原田課長、金子課長補佐、忽滑谷課長補佐、 小林課長補佐） 青少年課（齊藤課長、小野補佐、西崎課長補佐） 健康づくり課（神谷課長、中村主幹、上林課長補佐）
欠席者	委員3名

内 容

- 1 開 会
- 2 議 事

- (1) (仮称) 藤沢市こども計画の策定に向けた基礎調査の実施状況について
- (2) こどもの意見反映について

(3) こども大綱等について

- ・こども大綱
- ・こどもの居場所づくりに関する指針
- ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

3 その他

1 開 会

○事務局（子育て企画課）

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和5年度第4回藤沢市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日は名簿の3番、齋藤勤委員、名簿の8番、池辺直孝委員、名簿の15番、井本園江委員からご欠席の連絡をいただいております。

また、委員22名中19名のご出席をいただいていることから、藤沢市子ども・子育て会議条例第7条第2項「会議は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」との条件を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

なお、名簿の7番、中岡正春委員、名簿の10番、竹村裕幸委員、名簿の12番、坂本結委員におかれましては、ZOOMで参加されております。中岡委員につきまして、ZOOMに入れたり入れなかつたりしています。後ほど確認をさせていただきます。

続きまして、本日使用する資料を確認させていただきます。事前に郵送したものとなりますが、紙資料としまして、会議の次第、こども計画資料関係の資料1-1、1-2、1-3の3点、資料2、厚い資料等もございますが、資料3-1①、②、3-2①、②、3-3①、②、③、それ以外に基金の関係のチラシのA4ペラのもので計13点と、そのほか、いつもお持ちいただいております第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画、藤沢市子ども共育計画の2点の計15点となります。もし不足等がございましたら、事務局にお申し出をお願いします。皆様よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

次に、会議の進行についてですが、会議録の作成を事業者に依頼していることから、速記者が同席しております。ご発言の際にはマイクをお回ししますので、マイクを通じてお願いいたします。あわせて、ZOOMでの録画もさせていただきますので、ご了承ください

い。

また、現在実施している基礎調査の受託事業者である株式会社浜銀総合研究所の主任研究員、野口様が職員側として参加しておりますので、ご了承ください。

続いて、会議の公開についてご案内いたします。この会議は地方自治法の規定に基づく市の附属機関に位置づけられており、藤沢市情報公開条例第30条の規定に基づき、公開することとされているところですが、議事（1）につきましては、実施中の基礎調査について、現時点での単純集計結果をもとに、前回調査と比較して特に変化が大きいところなどを中心に情報共有させていただくとともに、その背景についての意見交換などをさせていただきたいと考えているところですが、したがって、今回クロス集計等を行って調査報告書を作成していく過程において、数値等が今後動く可能性があることや、あくまで単純集計結果をもとにしたご議論をお願いすることなどの事情がございます。

そのため、会議内容は、藤沢市情報公開条例第6条第3号に規定する実施機関内部の検討に関する情報であって、公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがある非公開情報を含むものであり、同条例第30条ただし書き第2号に該当すると事務局では考えております。そのため、非公開とし、その他の議事等は公開としたいと考えております。

また、藤沢市審議会等の公開に関する要綱第6条第1項及び第2項の規定に基づき、会議資料につきましては議事（1）の資料であります資料1-1、資料1-2、資料1-3を除き、閲覧に供することとしたいと考えております。この点についてご異議ございませんでしょうか。

○澁谷委員長

委員長決定ということですから、皆様のご意見を踏まえてという形になります。事務局の提案につきましてご意見等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○澁谷委員長

ないようでしたら、ご提案どおりということですので。この後の会議は議事（1）のみ非公開ということで進めていただければと思います。

○事務局（子育て企画課）

また、資料1-3「基礎調査の結果速報について」につきましては、現時点で未定稿の

内容となっていることから、本日の会議後に回収させていただきます。机に置いてお帰りいただくようお願いいたします。また、オンライン参加者の委員の方及び欠席委員の方につきましては、次回お持ちいただき、回収させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

現時点では傍聴者はいらっしゃいません。

それでは、この後の進行は澁谷委員長をお願いいたします。

○澁谷委員長

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

オンライン参加の方も声は聞こえておりますか。——ありがとうございます。では、進めてまいりたいと思っております。

議事に先立ちまして、名簿の7番の中岡正春委員が、昨年8月からの新体制で本日初めてのご出席となりますので、最初に中岡委員より自己紹介いただけますとありがたいです。よろしくお願いいたします。——（ZOOMから）まだ声が聞こえていないようでしょうか。

○事務局（子育て企画課）

それでは、事務局で確認いたしまして、また改めてという形にさせていただければと思います。よろしくお願い致します。

○澁谷委員長

では、うまく接続ができましたら、一言ご挨拶をいただくことにしまして、進行したいと思います。

これからいろいろご意見をいただければと思っておりますが、本日はオンラインでの参加の委員が3名いらっしゃいます。画面上、今、全体を俯瞰している状態ですので、発言している委員が、どなたが発言しているかが、オンライン上だと把握しにくいということがございます。ご発言いただく際は、最初にお名前を名乗ってからご発題いただければと思います。どうぞご協力をお願いいたします。

2 議 事

(1) (仮称) 藤沢市こども計画の策定に向けた基礎調査の実施状況について

(非公開)

(2) こどもの意見反映について

○澁谷委員長

議論を途中で切ってしまうようで申しわけないのですが、そのほかに情報共有したい大事な事項もありますので、議題(2)に移ってまいりたいと思います。議事(2)につきましてご説明をお願いいたします。

○事務局(子育て企画課)

資料2をご覧くださいませでしょうか。資料2は「こどもの意見反映」の中でも具体的に今後やっていきたい「計画策定に向けたこどもの意見聴取(案)」ということで、事務局で来年度に向けてこういうことをやっていきたいと考えておりまして、それについてぜひご意見をいただければと思って用意させていただきました。

2ページをお開きください。「(仮称)藤沢市こども計画の策定に向けたこどもの意見反映のための取組を進めるにあたって……」ということで、今まで皆様にワークショップの結果とか、いろいろ意見交換していただいたり、そういったことをこの間重ねてまいりましたけれども、子どもたちからの意見としてこちらが認識しているのが、例えば左上、「意見を言うためにわざわざ集まるのはハードルが高く、一部のこどもしか参加できないので、『ついで』の機会に意見を聴いてくれたほうがよい」という声です。それからその下、「意見形成の場(意見交換など)は、なじんだ子同士だとやりやすい」という意見です。そして右上、「最終的に個人の意見を言うときは、ほかの人(大人や友達など)から聴かれない人もいる」は結構多いです。それから、「意見を言う場に参加しようと思うには、身近な大人からの声掛けが必要」。子ども自身が意思決定するというよりは、身近な大人から一押ししてもらおう声かけが必要だよといったような意見を今まで聞いてきました。

一方で、これから具体的に計画策定に反映させていこうとして、何か意見を聞こうとしたとき、子どもたちにとっては、どうしてもなじみがないテーマになると思っています。なので、意見を聞く前に、必ず情報提供とか意見形成という機会を設けないと、なかなか意見反映につなげていけるような意見はもらえないのではないかと思います。これは大人の事情というか、テーマとの兼ね合いでいくと、ここはどうしても避けて通れないと思っています。

では、情報提供と意見形成の時間をどうとってもらうのか、どうつき合ってもらうのかというところをずっと考えてまいりました。3ページですが、今度ちょっとやってみたい

など思っているのが、動画を作成して、それを見てもらって、意見提出フォームで意見を提出してもらおうという手法はどうかと思っています。

具体的には、まず①として、市が動画による説明資料を作成し、周知をさせていただきます。②として、家庭や学校、放課後児童クラブ、福祉施設、サマースクール、リーダースクール、あと地域の子どもの居場所など、子どもたちが普通にいる場所などで、その大人の協力が当然必要なんですけれども、長くても多分10分とかだと思っただけですが、そういう動画を見てもらって、できればそこで意見交換をしてもらって、一人一人の意見は、自分1人で意見フォームなどから直接市に届くフォームで出してもらいたいなことができたかどうかと思っています。

星印は、最終的にこういうものでどうかと思ったポイントになってきます。「子どもたちが日常的に過ごしている場所で」ということで、それをやることで、わざわざ行くというハードルがまずなくなる。それから、子どものセーフガーディング的視点というか、例えば性犯罪ですとか、子どもを集めたところで何かが起こってしまうとか、そういうことは今非常に気をつけなければいけない視点として持つべきなんですけど、そういったことも日常の居場所ということ言えば、改めてそこに気をつける必要はないのかなとか、そういう視点でも優位かなと思っています。

2つ目の星印、「身近な大人から説明やフォローをしてもらいながら」ということで、知らない市の職員が出て行って説明をするよりは、動画を使いながら、必要に応じて、その大人に、「これはどういうこと？」と聞いて、「こういうことだよ」とやりとりしながら理解を深めてもらえるのではないかな。あわせて大人も勉強しなきゃいけないというか、大人にも理解してもらえないんじゃないかなというところなんです。

3つ目の星印ですが、「なじんでいる子どもたち同士で意見交換しながら」ということで、お友達同士、顔見知り同士が想定されますので、そのハードルも低いのではないかな。

4つ目の星印、提出する意見は個別に出せるということです。ワイワイ意見交換するところまではみんなでやってもいいと思うんですけど、最終的に違う意見を持つということはあると思うんです。子どもの権利保障というのは、そういう意見も含めて全部とっていきたくて思っていますので、自分の意見をそのまま出せることを保障する必要があるという点で、フォーム提出とか、あるいは紙ベースも用意をしたいと思っています。

5つ目の星印で書いたように、そうは言ってもフォームは使えないよとか、あと例えば障害とかそういうことがあって、自分で発信できないようなときは、そのグループの大人

だったり、サポートをする方がかわりに書けたり、そういった手法もあわせて用意することで、いろいろな子の意見が出てくるといいなと思っています。

最後の星印ですが、リアルにやりとりできるような場の設定もできればなおいいかなとは思っていますけれども、そこは未定になっています。

今のような手法で、できれば春から夏にかけて意見を聞いて、計画の策定の早い段階で子どもたちの意見を大きく吸い上げることで、なるべく計画に反映させやすくすることによってやっていければと思っていますので、ここでぜひご意見をいただきながら、来年度の初めごろの実施に向けて、作業していきたいと思っています。

○澁谷委員長

資料2についてご説明いただきました。この件につきまして、いよいよ春から意見聴取の具体的な手法を考えなければいけないところです。大人が日ごろ聞いている声を集めていくというのも当然あるのですが、子ども自身が発言できるよう、何か声を伝えられるような工夫というところで、事務局でいろいろご検討いただいてきた成果ですが、これにつきまして、こういうところを少し工夫したらとか、そのほか何かアイデアがあれば、ぜひお伺いしたいところです。いかがでしょうか。

○小沼委員

これを見ていいなと思いました。それは子どもたちの本音を聞き出したいくて、こういったところに集まって意見を聞くというのは、やはり正解を求めた意見になってしまいがちです。本当に一番大事なのは、子どもたちの安心・安全な場で過ごしているところで本音を聞いて、本音に沿った形で施策を立てていかないと、ずれてしまいます。私もいつもそこで苦労しています。一番いいのは、子どもたちが日々過ごしているところに赴いて1人ずつ聞く。安心・安全だから遊びながらこうやって言えるとか。

この間、高校生がイベントを企画していたのですが、その前にアンケートをとってイベントを企画したと話していたんです。「どうやってアンケートをとったの？」と聞いたら、「いつものスペースに行って、そこで一人一人聞きました」ということだったんです。「意見を下さい」と言っても、結局出てこないから、一人一人に聞きましたと。本音の意見の数は少ないのかもしれないけれども、形だけの上辺でつくったきれいな意見を取り込んでやるよりも、本音のところを頑張ってとって行って、形につくっていったほうがいいかな。ちょっと人的な問題はあると思うんですけど、それができたらいいなと思います。

○高木委員

幾つか質問で、1つはターゲットをどこにするか。要は意見をもらうのに、小学生なのか、中学生なのか、高校生なのかによって動画の内容が若干変わってくるのかなと思います。

あともう一つは、これでどのくらい時間がかかるのかというか、どのくらいのスケジュールになっているのかを、私は全然理解しないで発言するのですが、市が動画をつくるというところで一工夫できるのは、動画をつくる場所も子どもたちに聞く。

例えば高校生とか中学生で動画に興味がある子どもたちは藤沢市にたくさんいると思います。そういう子たちに発注すれば、いろいろな子どもの目線で動画ができると思うんです。その辺の工夫ができるかどうかというのは確認したほうがいい。大人がつくった動画はしょせん大人の視点でしかないので、子どもたちにどのくらい影響するかはなかなか難しいと思うのですね。

ですが、「これは高校生がつくったんだよ」、「どこどこ中学校の生徒がつくったんだよ」というところから始めると、多分食いつきが若干違うんじゃないかなと思うと、そこにもし時間がかけるんだったらかけるというのも1つの方法かなと思います。子どもたちの意見を集めるために、子どもたちにまず意見を聞くことが基本かなと思うので、大人がつくって発信するよりも、子どもがつくって発信するというところからやれると、全然違うんじゃないかなと思いました。

○事務局（子育て企画課）

今の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、小沼委員、ありがとうございます。出向いてというのも、実は広報するとき、必要があれば呼んでくださいというのも入れようかなと思っています。それをやると、多分時間とか、一々来てもらう調整が面倒くさいよというところもあると思うので、それはご要望に応じて出向きたいかなと思っています。

高木委員の2点のご質問で、ターゲットということなんですけれども、できれば広く聞きたいと思っていますので、2通りぐらいの年齢層に分けたものはつくるのかなと思っています。

あと、放課後デイサービスなどの事業所様からもいろいろお話をいただいています、例えばゲーム形式みたいな、少し障害があったりする子でもなじめるとか取っかかれるようなものを、できたら一緒につくりたいというお話もいただいていますので、できる範囲

でいろいろやってみたいなと思っています。

子どもたちを手法に取り込むというところですが、まさにそれはそうだなと思いますが、今回に関しては、動画の内容のイメージとしては、今の調査結果が出ると思うんです。その調査結果で、藤沢市の子どもたちはこんな傾向だよとか、こんなことを思っているんだよということをデータの的に説明した上で、5年後、10年後の藤沢市に求めることという、ちょっと大人っぽくなってしまいますが、どんな藤沢になってほしいとか、そういった割と大きめのところを本当にシンプルに投げかける感じかなと思っています。

子どもたちを動画作成に組み込むというのは、これはまだ全く公式見解ではなくて、今の構想なんですけれども、これは計画をつくります。つくった後、今度進捗管理にも子どもの意見を入れていかなければいけないんですよ。その段階で、どんな計画をつくって、どんなことを藤沢市はやっていきたいと思っているのかみたいな紹介動画とか、そういったものはつくとしないと、多分周知ができないのではないかと今ちょっとと思っています。

実際に今、地域福祉計画の活動計画を市社協さんがつくっているんですけども、その紹介動画を社協さんがつくって、いろいろなところでまき始めているんですね。行政計画でその動画でそういうものを説明するのはあまり見たことのない手法で、今回、子どもの意見反映という論点が出てきて初めて必要かなと私も思ったところです。計画策定が終わった後であれば、そこから5年間の間の、例えば1年目に、子どもたちに動画をつくってもらって周知を始めるみたいなこともできるのではないかなとちょっと構想はしていますので、事前の意見反映はシンプルな動画で、計画策定後にそういったことができればいいかな。結構勝手な構想ですが、そんなふうに考えています。

○戸倉委員

意見提出フォームなんですけど、まず、対象が何歳以上なのかなというところが気になりました。フォームは文字入力なのかな。デジタルは詳しくないので、音声入力であったり、文字起こしをしてくれる機能がついたら、もしかしたらやりやすいのかなと感じました。

○野際委員

動画作成とか、こういう周知はとても賛成な件だなと思っていますが、ちょっとしたとなんですけれども、タイミングによっては藤沢市内には、場所にもよると思うんですが、外国のお子さんが今たくさんふえてきているのかなと思います。タイミングというのは、いわゆるこちらで就学をするから日本語もできるという体ではあると思うんですけども、その子の理解というところはそれぞれかもしれないという部分もあると思うんです。手間

かもしれませんが、その国々に合わせた言葉は大変だと思うので、オーソドックスなところでは英語とか、そういうところも足せると、すごく丁寧なものになるのかなという思いがありました。

○澁谷委員長

できるだけ広く意見を聞くというときには、そのあたりもぜひ参考にさせていただければと思います。

○鬼塚委員

非常におもしろい企画だなと思ったのと、私は小学校の教員なので、イメージしたときに、授業時間を1時間使いながら動画を流して、多分、市の方もいらして説明をされて、子どもの実態に応じて、こちらが、「いや、これはこういうことだよ」とか、そうやって振るのかなというのは今感じているところです。

社会に参画するというか、子どもたちの意見が藤沢市に反映されるまではいかないかもしれないけれども、学校現場も、社会に参画するとか、そういうところを求められているのも事実なので、1つのおもしろいことだと思いつつも、クラスであれば、教員側の理解と、意図とか、その辺の連携をとらなければいけないと思うのです。

それと同時に、学校現場は正直、授業時数が結構カツカツなんです。その辺のところ、数字的に行くと、教育委員会を通して、各学校の中で、あと、学年の忙しさもありますし、その辺の理解があってできるのかなとは思っています。

○天野委員

今の鬼塚委員と同じく私も学校現場ですので、いろいろ考えていまして、意見聴取の手法としては、学校にはさまざまな子どもたちがいますので、とても多くの意見をとることができて、いいんだろうなということはよくわかります。鬼塚委員が言われたように、子どもたちが社会に参画していくというところでも大変意義があるのかなとは思っています。

これに参加していく小学生として考えると、5年生や6年生なのかな、それぐらいの子どもたちでないと、意見を出してごらんとか、それについて考えさせるという時間もなかなかとりづらいだろうなと思われまます。

でも、子どもだけでやってごらんというのはなかなか難しいとなると、もちろん市の職員の方とかも来られて一緒にやってくださるんでしょうけれども、担任もこれを理解した上で一緒にやっていくとなると、担任がこれを理解したり、学ぶ時間も必要になってきます。また、子どもたちの授業時間も、そこで1時間なり2時間かわからないんですけど使

われる。

そういうことを考えていったときに、実は今の高学年は本当にパンパンでして、1時間、2時間がとても大切な部分もあります。それも現状ですので、学校でという場合には、そういうところについては教育委員会とかを通していただいて、本当に現実的に大丈夫かというところも見てもらえるといいのかなと思っています。

○澁谷委員長

いよいよ実行するという段階になると、いろいろな課題が出てきますので、そのあたり、ぜひ調整をお願いしたいと思います。

そのほか、その手法に関して事務局にお伝えしておきたいこと、あるいは何か質問等あればお受けします。

○猪野委員

子どもたちの意見を聴取する場合に、子どもの抱えている背景がいろいろあって、デリケートな問題もとてもたくさんあります。今回は個別に聴取するという手法がとられているので、子どもの人権とか、個人情報の面とか、そういうところに本当に留意していただければと思います。ワークショップができるのが一番いいと思うんですけども、そこでは出せない子どもたちの意見というのをとても大切にしてほしい。個別に意見を集めるというところに、力を入れていただければなと思います。

○澁谷委員長

ターゲットとか、場所とか、もしかしたら絞り込みが必要になるかと思っていますので、そのあたり、数は少なくなるけれども、まず大人に理解していただいて、大人がきちんと子どもとパートナーとして回答にサポートできるような環境というのはやはり大事かと思っていますので、ご考慮ください。

そのほか何かございますでしょうか。オンラインの方もよろしいですか。会場のほうも、子どもの意見聴取に関して、特段ご意見ないでしょうか。

また4月に向けていろいろ準備をする中で、事務局でもいろいろ課題が出てきて、関係する委員の方には少しご相談等があるかもしれません。ただ、意見を聞いていきましょうという方向自体は変わらないものですので、ぜひ前向きに進めていただければと思います。いろいろご意見ありがとうございました。

(3) こども大綱等について

- ・こども大綱
- ・こどもの居場所づくりに関する指針
- ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

○澁谷委員長

続きまして、議事（3）「こども大綱等について」。こちらは資料が非常に大量になりますけれども、ポイントについて事務局からご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

資料が非常に多くて大変申しわけないです。資料3-1①②、資料3-2①②、資料3-3①②③、合計7点になります。こちらは昨年末、12月22日に閣議決定された「こども大綱」を初めとして、今後のこども計画を策定するに当たって踏まえるものとして、「こどもの居場所づくりに関する指針」と「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の2本もあわせて閣議決定がされております。本日、情報共有をさせていただくとともに、今後の資料としてご利用いただければと思ひまして、ちょっと資料が多かったですけれども、配布させていただきました。これは国が出しているもので、こちらで何か言うことではないのですけれども、本日はそれぞれについて簡単に触れさせていただければと思います。

資料3-1①をご覧ください。①が「こども大綱」の説明資料、②は本文になっております。

まず、①の2ページをお開きください。一番上に「こども大綱が目指す『こどもまんなか社会』』とは何か書かれています。「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」というのを目指すべき「こどもまんなか社会」としてあります。

3ページですが、「こども施策に関する基本的な方針」が6つ示されております。

まず、①は、こどもの権利保障に関することです。「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ということです。真ん中3行目ぐらいに「こどもとともに」という言

葉がありますが、大人が勝手に決めるものではないということが最初に書かれております。

②が、こどもの意見反映にかかるものです。「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく」ということです。

③が、切れ目のない支援ということが書かれています。「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」。

④が、こどもの貧困対策にかかるものです。「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」。

⑤が、いわゆる少子化対策にかかる部分です。「若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む」。

⑥が、関係機関の連携を言っています。「施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する」。

この6本を基本的な方針としています。

4ページにお移りください。続きまして、「こども施策に関する重要事項」です。今実際に実施しているいろいろな事業とか、そういったものがここに入ってくると思うのですが、その重要事項ということで、3つの視点で区分されています。1が「ライフステージを通じた重要事項」、2が「ライフステージ別の重要事項」、3が「子育て当事者への支援に関する重要事項」ということで、それぞれの重要事項が位置づけられています。

まず2の「ライフステージ別の重要事項」から見ていただくのがわかりやすいと思います。これはこどもの成長過程の順に位置づけられたものでして、誕生前から幼児期まで、そして学童期から思春期まで、そして青年期と、それぞれこども施策の重要事項が記載されております。

そして、こういったライフステージにかかわらず、一生を通して重要な事項ということで、1の「ライフステージを通じた重要事項」となっておりまして、こちらが最初に来ています。こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することから始まりまして、こどもの貧困対策、児童虐待防止、インクルージョンの推進など、ライフステージにかかわらず、全てにおいて重要なものが記載されています。

5ページに移りまして、「こども施策を推進するために必要な事項」として、先ほどの4ページに記載してあるようなこども施策を進めるときに行政がやるべきことという位置づけのものと考えています。

まず、1として、これも最初に出てくるので結構重く受けとめなければいけないんですけども、「こども・若者の社会参画・意見反映」ということで、全てのこども施策を進めるに当たっては、必ずこういうことをやりなさいよということの1番目に「こどもの意見反映」が来ています。

2の「こども施策の共通の基盤となる取組」として、例えばEBPMによる施策の推進とか、担い手の確保・育成・支援などが記載されています。

3の「施策の推進体制等」としては、数値目標や指標を設定することとか、関係機関と連携することとか、財源の確保などが上げられています。

続きまして、資料3-1②をご覧ください。「こども大綱」本文になります。54ページをお開きいただくと、右上に「別紙1」として『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標」と書いてありますが、これは国の数値目標となります。

例えば最初の行、『こどもまんなか社会の実現に向かっている』と思う人の割合」を、現状15.7%のところを70%まで上げようとしています。

また、下から5段目、『こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている』と思うこども・若者の割合」を、現状の20.3%から70%にしようとしているなど、そういうことが目標として掲げられています。この辺、ニュースになっていたりしたので、ご存じの方もいるんじゃないかと思っています。

市の計画で今後どのような目標を置いていくかにつきましては、先ほどご説明した年度末に向けて出される予定の自治体向けのガイドラインなどを踏まえるとともに、これはあくまで国の大綱ということで、この中には市ができることとできないことがあります。ただ、国が重視していることですので、その延長というのは当然ありますし、ガイドラインも参考にしながら、どんな目標を立てていくかということを検討していくようになると思っています。

続きまして、資料3-2①をご覧ください。「こどもの居場所づくりに関する指針」です。「こども大綱」と合わせて12月22日に閣議決定されました。

2ページをご覧ください。こどもの居場所については、これまでも重要とされており、国からもいろいろな調査が来ていましたけれども、では居場所って何なの？というところは示されてはきていなかったんですね。今回この指針で、こどもの居場所に関する背景を初めとして、こどもの居場所の考え方が示されました。

真ん中あたりに「こどもの居場所とは」ということで、「こども・若者が過ごす場所・

時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所となり得る」とされています。物理的な場所だけではなくて、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取り得るものとされています。また、その場所などを居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることで、主観的側面を含んだものであることが示されています。

一方で、その下です。こどもの居場所づくりというのは、第三者が中心となっていくものであるため、こどもが居場所だと思ふものと居場所づくりをしようとする第三者が居場所だと思ふものに隔たりが生じ得るとされています。そういった可能性を認識しながら、「こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要である」とされました。

また、この指針が射程範囲とする居場所の範囲が、その下です。こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろんですが、結果として、こども・若者の居場所となっているもの、例として、学校や塾、習い事なども、居場所としてこの指針を十分に踏まえることを期待するとされています。

3ページをご覧ください。ここではこどもの居場所づくりにおける視点が示されました。まず共通する事項としては、①「こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所」を進めましょうということです。②として「こどもの権利擁護」を図りましょう。③「官民の連携・協働」というところです。

そして、「こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点」が示されました。これは初めての視点だと思っており、非常に参考になります。「ふやす」、「つなぐ」、「みがく」、「ふりかえる」という4つの視点が示されています。このような視点が示されたことで、今まで市が取り組んできた居場所にかかわる取り組みも、どの視点の取り組みなのかというのを整理することで、足りていない部分とか、あとフェーズで変えていかなきゃいけないとか、いろいろ気づきが生まれると思っております。この4つの視点は今後参考にしていきたいと考えています。

最後に、3-3①をご覧ください。先ほど「こども大綱」のライフステージの中で、こどもの誕生前から幼児期までというのがあったかと思うのですが、その時期が人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であることから、全ての乳幼児の権利や尊厳を保障するために示された理念や基本的な考え方となります。なので、今後、乳幼児期等の施策を進めるに当たっては、このビジョンをきちんと踏まえて進める必要があると思っております。これも12月22日に閣議決定されています。

資料3-3①は「優しい版」という言い方でつるされているものですが、副題として「はじめの100カ月の育ちビジョン」とあります。1ページを開いていただいて、100カ月って何なんだろうというのは2ページに書いてあります。「お母さんが子どもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでが、だいたい100カ月です」。そこの育ち方、そこの過ごし方がその後非常に重要ですということで、100カ月というふうに副題が置かれているとのことでした。

3ページは、「はじめの100カ月」は、人生を幸せな状態で過ごすために特に大切な時期なので、切れ目なく支援をしていきますということが書かれています。

ウェルビーイングは飛ばしまして、5ページです。バイオサイコソーシャルという考え方がこのビジョンには出てきます。これは身体的、精神的、社会的、この3つともよい状態を目指す。これが全ての人々のウェルビーイング向上につながるということが書かれています。

そして、具体的に5つのビジョンが示されているのが、6ページの01から05までとなっています。中を細かくは見ないんですけども、計画策定に当たっては、こういったところを踏まえながら進めていくと考えています。

雑駁で申しわけないのですが、説明は以上です。

○澁谷委員長

こちらは国のほうでこのようなものをつくっているということで、実質これから審議をしていただくに当たっての情報提供というニュアンスが強いものかと思いますが、1回説明を聞いただけだと、なかなか理解が及ばないところもあるので、これから何度か議論を重ねながら理解をしていきたいと思えます。

とりあえず現時点で何かご質問等がありましたら、ご発題ください。——よろしゅうございますか。

こちらについては特段ご質問なければ、ご報告、ご説明を伺ったということで取り扱いたいと思えます。

3 その他

○澁谷委員長

では、中岡委員、ここで急になんですけども、今期初めてご出席いただくということで、一言ご挨拶いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○中岡委員

(ZOOMから声が)聞こえますでしょうか。——基本的な操作がわからなくてすみません。

御所見中学校の中岡です。今回初めてということで、本当にスケジュール等がかみ合わなくて申しわけございません。

きょうも公立高校入試の最終日になっていまして、管理職が全く不在になってしまうものですから、こちらに私が残る形で参加させてもらうこととさせていただきました。

中学校においてもさまざまな課題、問題等がある中で、不登校ということで子どもたちが登校し切れないという中で、別室とか個別の対応などをとっているわけです。市内でも別室対応ということが結構盛んに行われております。

御所見中学校においては、本当に個々には当たっているのですが、例えばそういった別室対応については、学校に通えるようにというのをまず1つ念頭に置いて考えたときに、別室というのはどうなんだろう。かえって学校から遠ざけてしまうんじゃないかということで、意見が半々に分かれるところがありましたけれども、全く連絡がとれないとか、家にいるのかいないのかもわからないという子、要するに、保護者も含めて、全く接点を持たない子どもたちもふえてきています。

そうってきますと、学校外の居場所があったとしても、そこにつなげられない。もっと言うと、学校の中でもつながりを持たない。こうなってくると、学校の外に求めるものもそうだけれども、やはり学校の中に1つ接点を求めるための居場所というものを持つことが必要ではないかというような考えに至っています。

きょうのお話なども伺っていると、さまざまな方策があるわけですがけれども、今、中学校としては、またここにつなげるための課題といいましょうか、そういうところに今頭を悩ませているところです。そんな中で、いろんな情報等を得ながら、皆様のご意見なども伺いながら、前に進められるようなことにつながればと思っております。

ちょっと話が長くなってしまったかもしれませんが、一言発言をというところで話をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○澁谷委員長

ありがとうございます。いろいろ日程調整でご苦勞やお手数をおかけしますが、学齢期の子どもたちのことも含めてしっかり計画を立てていく必要がありますので、どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、委員の皆様からこの場で何かご報告やご連絡なされたいことはございますか。ないようでしたら、事務局から最後に事務連絡があればお願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

1点ご報告がございます。

本日の資料の「こども未来基金」に関するチラシをお手元にご用意いただければと思います。昨年4月1日にこども基本法が施行されまして、その法の趣旨に基づき、今後新たなこども施策を実施する財源の1つとしまして、ことしの1月に子どものための基金をつくりましたので、お知らせいたします。

「ふじキュン」のイラストがある表面をご覧ください。今回の本基金の名称は、子どもたちを含めた市民の方にアンケートを行いまして、総数として約1100件を超える回答をいただきました。最終的に決定したものでございます。

裏面をご覧くださいますと、「基金の目的」と「基金の使い道」を記載しております。この基金の使い道としまして（1）から（3）の事業について、今後事業実施を行うに当たり、本基金を財源として活用してまいりたいと考えております。

現在、議会前のため、まだ具体的な事業につきましては、この場では詳しく申し上げることができませんが、令和6年度、まずこどものための支援を行う事業の円滑な実施に資する事業というものを検討して進めていきたいと考えております。

報告は以上です。

○澁谷委員長

そのほか、事務局より、会議日程等、連絡事項があるかと思っておりますので、事務局よりお願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

本日はお忙しい中、藤沢市子ども・子育て会議にご出席いただきましてありがとうございます。

次回の会議日程についてお知らせをいたします。次第の3「その他」の「次回以降会議日程（予定）」をご覧くださいませでしょうか。

第5回の会議につきましては、前回お伝えしましたとおり、3月22日（金）午前10時から予定をしております。ただ、この週末に藤沢市長選挙がございまして、その結果によりましては、3月22日が市議会の日程と重なることとなりますため、その場合には3月27日（水）午前10時から開催させていただきたいと考えております。

3月27日につきましては、急遽、候補日程を決めて、本日お知らせをしたことから、既にほかのご予定が入っている委員の方もいらっしゃると思いますが、可能な範囲でご対応いただきますようお願いいたします。日程は来週早々確定次第、メールにてお知らせをいたします。

また冒頭でお伝えいたしましたように、資料1－3につきましては、机上に置いてお帰りいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に、本日駐車券をお持ちの方がいらっしゃいましたら、会議終了後、事務局の財田までお持ちくださいますようよろしくお願いいたします。

○澁谷委員長

以上で第4回藤沢市子ども・子育て会議を終了いたします。速やかな進行へのご協力ありがとうございました。

以 上